

(別紙1)

業務仕様書

1 委託業務名

福崎町ご当地マörderミステリー導入業務

2 目的

本業務は、町内における滞在時間の延長や、観光消費額の増加及び本町独自の魅力発信を行うため周遊型のマörderミステリーコンテンツに関する豊富な経験と知識を有する外部専門家の知見を活用し、福崎町(以下「発注者」という。)ならではの周遊型マörderミステリー企画の監修者としてアドバイザー業務を実施し、企画に関する助言等の支援を行うことで、観光客の誘致及び本町への滞在時間増加を増加させ、町内周遊を促進による地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

3 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

周遊型マörderミステリー企画を実現することを目的に以下の内容で助言・指導を行う。

(1) 企画内容

- ①名称及び実施内容については、福崎町へ訪れる観光客を想定し、主に10代から40代の世代を対象に、ゲーム性を持たせ、地域資源や飲食店等を周遊する仕組みとし、集客効果を含む企画に努めること。
- ②実施場所については、福崎町内での集客効果が見込めるエリア設定であること。
- ③参加者アンケートの実施を想定し、集計・分析を行う企画内容にすること。
- ④令和6年10月31日までにモニターツアー(テストプレイ)を行い、11月30日までに第1回ツアー(インフルエンサープレイ含む)を開始すること。

(2) 助言・指導の日数

①現地指導日数

3日/月 総日数 10日以上であること。

②現地以外の助言・指導

年間を通して担当者からのメールや電話、オンライン会議による相談対応を行うこと。

5 プロポーザル参加資格

総務省地域力創造アドバイザー業務で登録されている技術者を配置できること。

(別紙1)

5 成果物

(1) 成果物

業務実績報告書【A4版製本】	1部
上記の電子データ【CD】	1枚

(2) 納期限

令和7年3月31日まで

(3) 納品場所

福崎町役場地域振興課

6 契約上限額

3,500,000円(消費税及び地方消費税含む)

7 その他の事項

- (1) 本業務の遂行に当たり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。
- (2) 受注者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務の実施により知り得た個人情報 については、福崎町（福崎町の個人情報の保護に関する条例名） 条例等関係法令に基づき、情報の厳格な管理及び適切な運用を行うこと。また、本業務が完了した後においても同様とする。
- (3) 受注者は本業務実施に当たり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た時は、この限りではない。
- (4) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との協議及び打ち合わせを行うこと。

8 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。